

業務委託契約書（案）

1 業務の名称	滋賀県立総合病院医事業務等
2 契約金額	金 円 （うち消費税および地方消費税 円） （月額 金 円 （うち消費税および地方消費税 円）） 契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、改定後の税率により計算するものとする。 この契約が契約期間の途中で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託料は、日割り計算の方法により算出された額とする。
【内訳：（ ）内はうち消費税および地方消費税の額】 令和 9 年度 円（ 円） 令和 10 年度 円（ 円）	
3 履行期間	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
4 履行場所	滋賀県立総合病院（本館、別館、放射線治療棟、こども棟、療育棟） 滋賀県守山市守山 5 丁目 4 番 30 号
5 契約保証金 （第 4 条関係）	免 除
6 適用除外項目 （約款中に適用しない 旨の記載がある 場合を除く）	—
7 その他特記事項	

上記の業務について、発注者と受注者は、双方の合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

本契約の証として本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

発注者

滋賀県守山市守山五丁目4番30号

滋賀県病院事業庁（総合病院）

滋賀県病院事業庁長 足立 壯一

受注者

所在地

氏 名

（法人の場合は法人名称・代表者役職・氏名を記載）

業務代行保証人

所在地

氏 名

（法人の場合は法人名称・代表者役職・氏名を記載）

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の滋賀県立総合病院医事業務等委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は本契約の目的である滋賀県立総合病院における医事業務等（以下「委託業務」という。）を、履行期間内において履行し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによるものとする。

(善管注意義務)

- 第2条 受注者は、委託業務の遂行に当たり、委託仕様書および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(委託料内訳書)

- 第3条 発注者が必要と認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。
- 2 委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。
- 3 委託料内訳書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 この契約に要する保証については、第4条の2に定めるところによるものとし、第4条の3の規定は適用しない。

第4条の2 契約保証金は、免除する。

- 第4条の3 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、一定期間継続してする物または役務の給付について単価を定める契約をした場合における契約保証金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定した額とする。

- 2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債または地方債
- (2) 鉄道債券その他政府の保証のある債券
- (3) 発注者が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手
- (4) 発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 発注者が確実と認める金融機関の保証
- (6) 保証事業会社の保証

- 3 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

(検査および引渡し等)

第5条 成果物および業務完了報告書等の納入等ならびに検査については、第5条の4に定めるところによるものとし、第5条の2、第5条の3および第5条の5の規定は適用しない。

(成果物および業務完了報告書の検査、成果物の引渡し)

第5条の2 受注者は、委託業務を完了したときは、発注者に対し、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を納入し、業務完了報告書を提出するものとする。ただし、成果物を納入する場合には、発注者および受注者が協議の上、業務完了報告書の提出を省略することができる。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められたときは、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から第1項の成果物の納入および業務完了報告があったときは、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、成果物の検査について必要があると認めるときは、第三者に委託して検査を行うことができる。
- 4 発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。
- 5 第3項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

(成果物の検査および引渡し)

第5条の3 発注者は、委託業務に係る成果物（以下「成果物」という。）の納入があった場合には、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。発注者は、必要があると認める場合には、第三者に委託して検査を行うことができる。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められたときは、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、第1項後段の規定はこれを準用する。
- 4 第1項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、発注者に移転する。

(完了報告および検査)

第5条の4 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、各月速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、発注者から委託料精算書の提出を求められた場合には、発注者が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から第1項の業務完了報告があったときは、その日から起算して10日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。

(業務実績報告および検査)

第5条の5 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務実績報告書に委託料精算書を

添えて発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、受注者から業務完了報告があったときは、その日から起算して 10 日以内の日または本業務の履行期間の末日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに検査を行う。

(委託料の請求および支払)

第 6 条 委託料の請求および支払については、第 6 条の 4 に定めるところによるものとし、第 6 条の 2 および第 6 条の 3 の規定は適用しない。

第 6 条の 2 受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。なお、委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の作成は省略するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について概算払することができる。また、概算払された委託料の合計額が精算額を上回ったときは、受注者は概算払の額と精算額との差額を発注者が指定する日までに返納するものとする。
- 5 前金払および部分払は、これを行わない。

第 6 条の 3 受注者は、業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 受注者の請求により発注者が必要と認めたときは、委託料の全部または一部について前金払することができる。
- 5 部分払は、これを行わない。

第 6 条の 4 受注者は、各月の業務完了後の検査の合格の通知を受けた後、各月委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

（委託業務のために提供する行政財産）

第7条 発注者は受注者に対し、委託業務の執行のために必要な施設（以下「提供施設」という。）を提供するものとする。

2 受注者は、提供施設を常に善良なる管理者としての注意をもって維持管理しなければならない。また、本契約の期間が満了したとき、または、本契約が解除されたときには、受注者は、自己の負担において原状に回復して、直ちに返還しなければならない。

3 受注者は、提供施設を第1項の目的以外のために使用しようとする場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の許可を受けて行政財産を使用する権利を設定しなければならない。

4 受注者は、提供施設を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を受注者の従事者に遵守させなければならない。

（1）受注者が発行する身分証明書を常時携帯し、発注者の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

（2）法人名入りの名札を着用すること。

（委託業務に要する消耗品等の負担）

第8条 委託業務の実施にあたり必要な器具、消耗品等にかかる経費は、受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認め、貸与したものはこの限りでない。

（収納金の受渡し等）

第9条 受注者は、会計窓口で収納する毎日の収納金について、会計窓口終了後等に病院職員へ引き継ぐこと。なお、当該入金に係る情報を報告するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 受注者は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償責任）

第11条 受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の責に帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を与えたときは、直ちに、その損害を賠償するものとする。ただし、天災等その原因が不可抗力によるものであるときはこの限りでない。

2 受注者は、本業務の業務上の事故に対する賠償責任に備えて、賠償責任保険に加入しなければならない。また、受注者は、この賠償責任保険書の写しを発注者に提出するものとする。

（契約不適合責任）

第12条 業務完了後に本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の修正または追加（以下「修正等」という。）を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の修正等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当

該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第13条 発注者は、病棟再編、業務の見直しおよび次期診療報酬改定等により、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができるものとする。この場合において、委託期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者および受注者が協議のうえ、書面によってこれを定めるものとする。

(予期することのできない事情による契約金額の変更)

第14条 受注者は、予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不適當となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申し出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。

2 発注者は受注者から前項の申し出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。

3 第1項に定める申し出を受けて発注者と受注者双方が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

(業務代行保証)

第15条 受注者は、委託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務代行保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、保証人に対し、委託業務の実施を請求することができる。

なお、業務代行の期間中、保証人は一時的に受注者の権利および義務を継承するものとするが、その期間中も、受注者の義務は免責されない。

(1) 受注者が委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 受注者が委託業務を履行できる見込みがないと認められるとき。

3 保証人は、前項の規定により委託業務の実施の請求があったときは、受注者に代わって委託業務を実施しなければならない。

4 発注者が第2項の規定により保証人に対し委託業務の実施を請求したときは、その請求の時点までに受注者が実施した部分で発注者の検査に合格したものに対する委託料については受注者に支払い、保証人が自ら実施した部分については、受注者は何らの請求権を有せず、発注者は当該部分に対する委託料を保証人に支払うものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が、契約の履行期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 受注者が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 受注者が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受注者が、正当な理由がなく滋賀県病院事業会計規程（平成18年病院事業庁規程第18号）第134条の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

- (5) 受注者が、発注者または第三者に対し、故意または重大な過失により不法行為を行ったとき。
 - (6) 受注者について破産手続の開始決定、更生手続の開始決定または再生手続の開始決定があったとき。
 - (7) 受注者の委託業務の履行が不誠実と認められ、または、受注者が本契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (8) 受注者が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。
 - (9) 受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (10) 受注者が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を第19条による再委託契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県病院事業会計規程または契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の場合において、契約の解除を行う場合は、書面により通知する。ただし、これにより円滑な業務遂行が困難と想定される場合は、催告等何らの手続きを経ることなく即時に本契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。
- 3 受注者は、前2項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

- 第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
- (1) 第13条の規定により、発注者が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。
 - (2) 第13条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2以上減少することとなったとき。
 - (3) 発注者が契約に違反したため、委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害が発生する場合は、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者および受注者が協議して定める。

(遅延利息の請求)

第 18 条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金または違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その未払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が支払期限の日の翌日現在において決定している率（以下「財務大臣が決定している率」という。）による遅延利息を受注者に請求することができる。

(再委託)

第 19 条 受注者は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることをいう。以下同じ。）については、第 19 条の 3 に定めるところによるものとし、第 19 条の 2 の規定は適用しない。

第 19 条の 2 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

第 19 条の 3 受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 発注者は受注者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第 25 条、第 26 条および第 33 条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

(委託業務管理のための責任者)

第 20 条 発注者は、委託業務の適正な管理のため責任者を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。なお、責任者を変更したときも同様とする。

2 責任者は、この契約の条項およびこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて責任者に委任したもののほか、委託仕様書で定めるところにより次に定める権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者または受注者の総括責任者に対する指示、承認または協議

(2) 委託仕様書に基づく業務の遂行のための書類等の作成および交付または受注者が作成したこれらの書類の承認

(3) 委託仕様書に基づく業務スケジュールの管理、立会い、業務遂行状況の検査等

(委託業務遂行のための統括責任者)

第 21 条 受注者は、委託業務の適正な遂行のため統括責任者を定め、統括責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を発注者に通知しなければならない。なお、統括

責任者および従事者を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、再委託に係る発注者の承認を得た場合は、前条の規定による再委託先についても実施体制表に含めるものとする。
- 3 統括責任者は、委託業務現場において委託業務の管理・監督を行うほか、この契約の履行に関し、受注者の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求および受領ならびにこの契約の解除にかかるものを除く。）を行使することができる。

（業務従事者の労務管理）

第 22 条 委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、受注者が行うものとする。なお、作業場所が発注者の事務所内である場合の受注者の従事者に係る服務規律等については、発注者および受注者が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る受注者の従事者に対する指揮命令は、受注者が行うものとする。

（業務履行中の検査、監督および指示）

第 23 条 発注者は、必要があると認める場合には、業務履行中に受注者の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 受注者は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（進捗状況等の報告）

第 24 条 受注者は、発注者から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、発注者が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第 25 条 受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別紙 1）を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、再委託先および保証人についても準用する。

（秘密保持義務）

第 26 条 発注者および受注者は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
- (2) 開示後、発注者および受注者の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

- 2 前項の規定は、再委託先および保証人についても準用する。
- 3 受注者は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものと

する。

- 4 受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第 27 条 受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 16 条第 1 項第 9 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、（別紙 2）誓約書のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 28 条 受注者は、本契約の履行に当たり第 16 条第 1 項第 9 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(委託業務従事者の管理)

第 29 条 受注者は、委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他の関係法令等を遵守するとともに、常に従事者の風紀、衛生および服務規律の維持向上に努めなければならない。

(業務引継)

第 30 条 受注者が、この契約の新規受託業者である場合は、現請負業者と協議し、契約締結後 7 日以内もしくは発注者の指示する日までに、現請負業者と連名の業務引継計画書を発注者に対して提出しなければならない。

- 2 受注者は、受注者の責任と負担により円滑に業務が開始できるよう十分な準備を行わなければならない。

(引継事項)

第 31 条 受注者は、契約満了等により委託業務を継続しない場合は、そのことが明らかになった日から 7 日以内もしくは発注者の指示する日までに、次期委託業者と協議し、連名で業務引継計画書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務を継続しない場合は、次期委託業者に対し、業務の引継を誠実に行うとともに、引継事項の詳細を記した引継書を作成し、発注者の指示する日までに発注者および次期委託業者に提出するものとする。

(資料の提供)

第 32 条 受注者は、発注者に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

- 2 発注者は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を受注者に通知する。
- 3 提供方法は、発注者と受注者が協議し決定する。

(資料の管理)

第 33 条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
- (2) 発注者の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 発注者の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
- (4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく発注者に返還し、または事前に発注者の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
- (5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、発注者から要求があった場合には、この台帳を発注者に提出する。

2 受注者は、発注者の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 34 条 受注者は、提供資料を、発注者の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用してはならない。

（事故等の報告）

第 35 条 受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

（著作権、特許権等の取扱い）

第 36 条 受注者は、委託業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、発注者が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受注者は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は、委託業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、発注者は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知すること。

(著作権の譲渡等)

第 37 条 本契約における成果物の著作権は、本契約に係る委託料の支払が完了したときに受注者から発注者に譲渡されるものとする。

2 受注者は、発注者および発注者が指定する第三者に対して、著作権者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(管轄裁判所)

第 38 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(サービスの質に関する事項)

第 39 条 受注者が提供するサービスの質及び内容に関して、(別紙 3) に定めるサービスの質に関する事項のとおり定める。

(指定公金事務取扱者による法令遵守)

第 40 条 受注者は、指定公金事務取扱者として、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 において準用する自治法第 243 条の以下の規定を遵守しなければならない。

(1)帳簿保存の義務（法第 243 条の 2 の 2 第 1 項）

指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、保存しなければならない。

(2)報告徴収（法第 243 条の 2 の 2 第 2 項）

制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

(3)立入検査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項）

制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

(危険負担)

第 41 条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。

(運搬責任)

第 42 条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(契約費用)

第 43 条 本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(人権の尊重)

第 44 条 受注者は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年滋賀県条例第 27 号）第 3 条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

(作業時等の自動車の使用)

第 45 条 受注者は、発注者の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第 46 条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県病院事業会計規程に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 受注者は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この委託業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 受注者は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期および必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 受注者は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

サービスの質に関する事項

第1条(目的)

本覚書は、発注者・受注者間で締結される病院の業務委託契約に関するサービスの質の基準を設定することで、発注者に寄せられる現場等からの苦情等の妥当性を判断する。

第2条(契約の名称及び包含する業務)

契約の名称:滋賀県立総合病院医事業務等

包含する業務

- 1 外来患者受付および関連窓口対応業務
- 2 外来会計業務
- 3 入院受付業務
- 4 入院会計業務
- 5 病棟等クラーク業務
- 6 診療録等管理業務
- 7 診療報酬請求業務(旧小児保健医療センター分含む)
- 8 事務当直業務
- 9 医事業務(こども棟)
- 10 外来(クラーク)業務(こども棟)
- 11 療育棟業務

第3条(サービスレベルの基準)

(1)共通項目

- 1 受注者が発注者に対して業務開始前に提出する組織図等に記載どおり、業務遂行に必要な能力・資質・経験を有する実務責任者及び従事者を適正配置し、関連法規の規則を遵守して業務を適切に実施する。なお、統括責任者と実務責任者との兼任はしないこと。
- 2 発注者及び受注者は、上記1に記載の人員体制では、サービスの質が担保出来ないと判断したときは、真摯に協議し、直ちに質の確保に必要な人員を補充し、実施体制を確保する。
- 3 当該業務を遂行するに当たり、受注者は実務責任者及び従事者等の頻繁な担当交代を避け、組織の継続性の確保と熟練度向上に努める。受注者がやむを得ず従事者等を変更する場合は、事前に発注者に通知し十分な引き継ぎ期間を確保して、質の維持を確保する。なお、変更後の従事者名簿は改めて提出すること。
- 4 季節的な流行疾患等の発生や地震・台風等の大規模災害及び院内情報システムダウン等の緊急事態に於ける業務の円滑な運営体制を確保するため、従事者の連絡網等を整備し、同時に最低限の従事者の確保ができる体制を整えておくこと。なお、病院が定期的に実施する災害対策訓練等には、病院の要請に基づき積極的に参加し、事態発生の際の連携体制等を確認し、機能させること。
- 5 労働安全衛生関連法令等を遵守し、従事者の安全と個人衛生管理の徹底に努め災害等の防止に努める。特に発注者の医療安全委員会との決定事項等や発注者が定める安全管理に関する規定を理解し、従事者に周知徹底すること。なお、万一事故が発生した場合は、受注者が定める規定及び発注者の病院マニュアル等に沿って対応するとともに、事故報告は発注者に必ず書面で提出すること。
- 6 受注者は、業務開始前に業務実施方法、実施手順、管理基準、報告書作成等の具体的な内容を記載した「業務マニュアル」を策定し、毎年度 12 月末日までに電子データによって発注者に提出し承認を受けるとともに、統括責任者は自ら常備すること。

(2)サービスレベル

- 1 当該業務が病院の顔として重要な業務であることを認識し、診察予約から受付、案内、受診後の料金収納までの一連の流れを円滑に保ち、患者サービス向上に貢献すること。
- 2 受付や会計精算時に患者を待たせない工夫をするとともに、外来患者の待ち時間の短縮や、待ち時間を快適に過ごせる工夫をし、患者満足度の向上につなげる工夫を凝らすこと。

- 3 季節的な流行疾患や夜間・休日、大型連休、年末年始等の前後における患者数の変動に臨機応変に対応すること。
- 4 接遇訓練や業務に必要な知識・技能を研修できる教育研修を継続的に実施し、患者、来院者等に対して丁寧な言葉遣いで応対し、問い合わせに対しては用件を的確に把握し、分かりやすく対応すること。
- 5 窓口業務及び患者サービス・クラーク等の業務は患者・他施設の医療従事者対応という重要なインターフェイス業務であることを認識して、適切な接遇態度で応対し、病棟は入院患者の生活の場であるとの認識、救急窓口では緊急を要する患者であるとの認識の下に、プライバシーを尊重して業務を実施すること。
- 6 報告書・診断書等の発送業務については、当日作成分は2営業日以内の発送を努めること。
- 7 診療報酬請求は当月請求を基本とし、請求漏れや返戻・査定が発生しないように最善の注意を払い、所定の期日までに遅滞なく完成させ、確実な診療報酬請求を行うこと。
- 8 収益管理、情報管理、物品管理の部門等の集めた情報に基づき、増収提案を行い、発注者の健全経営に貢献すること。
- 9 医師や看護師、コメディカルスタッフと十分に連絡をとり、積極的に病棟や手術部門へ赴いて診療行為の確認を行うことで、請求漏れ等の発生防止に努めること。尚、返戻・査定に関して病院と合意の下に目標値を設定し、発生率削除に努めること。
- 10 査定については、査定額の大小にかかわらず再審査請求が行えると判断したもの及び査定事由が不明なものについては、医師へ再審査請求等の相談を行い、再請求を実施する。
- 11 診療報酬改定の時期には、改定月から新点数による請求を実施し、さらに公費負担制度等及び関連する法制度改正に関する情報や内容を把握して、迅速且つ確実に対応すること。
- 12 普段から医事課の病院職員との情報共有に努めること。また、診療報酬改定時期は、改定が病院に与える影響等を分析・調査し、対応策を立案して、医事課職員だけでなく医師、看護師、コメディカルスタッフにも適切に情報を開示し、相互理解を深めること。
- 13 病院の健全経営のために、未収金に対する督促等の事務的支援を行うとともに、発生理由、金額等を把握して未収金発生予防に関する対応策の策定を支援すること。
- 14 患者の目線に立ち、明るく礼儀正しい接遇態度をとるとともに、患者や来院者からの意見や苦情は、病院担当者に速やかに報告し、患者満足度の向上に貢献すること。